

甲賀市市政に関する意識調査

= ご協力のお願い =

日ごろから甲賀市政へのご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

市では、まちづくりの主役である市民の皆様の思いや願いをしっかりと受け止め、市政に活かしていくため、「市政に関する意識調査」を実施します。

いただいたご意見等は、高齢者から若者、子どもまで、健康でいきいきと活躍できる地域をつくるための大切な基礎資料とさせていただきますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

令和5年（2023年）10月

甲賀市長

岩永裕貴

ご回答にあたってのお願い

■ 令和5年10月20日（金）までに、ご回答をお願いします。

- ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れて、郵便ポストにご投函ください。
※返信用封筒へのお名前のご記入は不要です。
- ご回答は本調査票またはインターネット回答（同封のインターネット回答操作案内参照）のどちらか一方のみにてお願いします。
- 今回の調査は、無作為に選ばせていただいた市内にお住まいの18歳以上の方3,000人を対象に実施しています。
- この調査は、個人を対象としていますので、お送りした封筒に書かれているあて名の方ご自身がご回答ください。（ご本人による回答が困難な場合は、ご家族等の方がご本人から聞き取って代筆ください。）
- この調査の回答は、無記名でお願いしています。回答いただいた内容は、統計的に処理しますので、内容が外部にもれたりしてご迷惑をおかけすることはありません。安心してご回答ください。
- 回答は、質問ごとに用意した答えの中から、あなたのお考えに近いものの番号に○印をつけてください。
- 回答したくない設問については、お答えいただくことなく結構です。

- 甲賀市をより良いまちにするために調査にご協力ください。わからない事があれば下記へご連絡ください。
- Please cooperate with our survey to make Koka City a better town. Please call this number as follows, if you have any questions.
- 고카시를 보다 좋은 도시로 만들기 위한 조사에 협력해 주십시오. 모르는 것이 있으시면 다음으로 연락해 주십시오.
- 为了把甲贺市变成更好的城市, 请协助调查. 如果有不明白的地方, 请联系以下地址.
- Pedimos sua colaboração em relação a esta pesquisa, para fazer da Cidade de Koka uma cidade melhor. Em caso de dúvidas, favor entrar em contato pelo telefone descrito abaixo.
- Por favor coopere con la encuesta para hacer de la Ciudad de Koka una ciudad mejor. Si tuvieran alguna duda, pueden llamar al número de teléfono que figura en la parte de abajo.

【本調査に関する問合せ先】

甲賀市総合政策部 秘書広報課 TEL 0748-69-2101（直通） FAX 0748-63-4619

1. あなたご自身のことについておたずねします

「問1」 あなたの性別を教えてください。(○は1つ)

- | | | |
|-----|-----|----------|
| 1 男 | 2 女 | 3 答えたくない |
|-----|-----|----------|

「問2」 あなたの年齢は、10月1日現在でおいくつですか。(○は1つ)

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1 18～19歳 | 2 20～24歳 | 3 25～29歳 | 4 30～34歳 |
| 5 35～39歳 | 6 40～44歳 | 7 45～49歳 | 8 50～54歳 |
| 9 55～59歳 | 10 60～64歳 | 11 65～69歳 | 12 70～74歳 |
| 13 75歳以上 | | | |

「問3」 あなたのお住まいの地域はどちらですか。(○は1つ)

- | | | |
|--------|--------|--------|
| 1 水口地域 | 2 土山地域 | 3 甲賀地域 |
| 4 甲南地域 | 5 信楽地域 | |

「問4」 あなたは、いつから甲賀市にお住まいですか。(○は1つ)

- | |
|--------------------------|
| 1 生まれてからずっと甲賀市に住んでいる |
| 2 甲賀市で生まれて、市外に転出後、再び転入した |
| 3 市外で生まれて甲賀市に転入した |



「問4-1」 問4で「2」または「3」と回答された方におたずねします。
転入後、何年ぐらい甲賀市にお住まいですか。(○は1つ)

- | | | |
|--------|------------|---------|
| 1 3年未満 | 2 3年～10年未満 | 3 10年以上 |
|--------|------------|---------|

《問5》 あなたの世帯(同居)はどのような構成ですか。(○は1つ)

- | | | |
|----------------|----------|--------------|
| 1 単身 | 2 夫婦のみ | 3 二世帯世帯(親・子) |
| 4 三世帯世帯(親・子・孫) | 5 その他() | |

↳ <問5-1> 問5で「3・4・5」のいずれかに回答された方におたずねします。
あなたに、就学前または就学しているお子様・お孫様(同居)はおられますか。
(○はいくつでも) ※別居されているお子様・お孫様は含みません。

- | | |
|-----------------------|----------------------------|
| 1 2歳以下 | 2 3歳～小学校入学前 |
| 3 小学生 | 4 中学生 |
| 5 高校生 | 6 専門学校生・短大生・予備校生・大学生(大学院生) |
| 7 就学前または就学している子どもはいない | |

《問6》 あなたの職業等は何ですか。(○は1つ)

- | | | |
|-------------|----------|-----------|
| 1 会社員 | 2 公務員 | 3 自営業 |
| 4 パート・アルバイト | 5 学生 | 6 専業主婦・主夫 |
| 7 無職 | 8 その他() | |

↳ <問6-1> 問6で「1～5」のいずれかに回答された方におたずねします。
あなたの勤務地(通学地)はどちらですか。(○は1つ)

- | | |
|--------------|--------|
| 1 自宅 | 2 甲賀市内 |
| 3 甲賀市以外の滋賀県内 | 4 県外 |

2. 市民共生についておたずねします

《問7》 あなたは、甲賀市が「人権が尊重されるまちになっている」と感じますか。(○は1つ)

- | | |
|-----|-----|
| 1 1 | 2 2 |
| 3 3 | 4 4 |
| 5 5 | |

《問8》 あなたは、ここ3年以内で人権に関する学習会に参加したことがありますか。Web配信等の視聴も参加に含みます。(○は1つ)

- | | |
|-----|-----|
| 1 1 | 2 2 |
|-----|-----|

《問9》 人権の尊重されるまちの実現に向けて、あなたはどのように考えますか。(○は1つ)

- | |
|-----|
| 1 1 |
| 2 2 |
| 3 3 |
| 4 4 |
| 5 5 |
| 6 6 |

3. 男女共同参画・ワーク・ライフ・バランス・女性活躍についておたずねします

「問10」 あなたは、次にあげる「言葉」や「内容」をご存じですか。(それぞれ○は1つ)

	1 内容をよく 知っている	2 内容を多少は 知っている	3 言葉を聞いた ことはある	4 まったく 知らない
① 男女共同参画社会	1	2	3	4
② ジェンダー	1	2	3	4
③ セクシュアル・ハラスメント	1	2	3	4
④ マタニティ・ハラスメント	1	2	3	4
⑤ ワーク・ライフ・バランス	1	2	3	4
⑥ ダイバーシティ	1	2	3	4
⑦ 女性活躍推進法	1	2	3	4
⑧ ジェンダー平等	1	2	3	4
⑨ アンコンシャスバイアス	1	2	3	4



「問10-1」 各項目で「1」または「2」と回答された方におたずねします。

あなたは、それぞれの内容についてどのような方法でご存じになりましたか。

(○はいくつでも)

1 啓発チラシ・リーフレット	2 市の広報紙やホームページ
3 市主催のセミナーや研修会	4 人権尊重のまちづくり懇談会(地区別懇談会)
5 学校の授業	6 職場内の研修
7 インターネットなどのSNS	8 テレビやラジオ
9 その他()	

《問11》「男性は仕事」「女性は家事・育児・介護」という考え方について、あなたのお考えに最も近いものはどれですか。(○は1つ)

1 同感する	2 どちらかといえば同感する
3 どちらともいえない	4 どちらかといえば同感しない
5 同感しない	6 わからない

《問12》「ワーク・ライフ・バランス」の考え方について、あなたのお考えに最も近いものはどれですか。(○は1つ)

1 同感する	2 どちらかといえば同感する
3 どちらともいえない	4 どちらかといえば同感しない
5 同感しない	6 わからない、または「ワーク・ライフ・バランス」の言葉・意味を知らない

《問13》生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活(地域活動・学習・趣味・付き合い等)」の優先度について、希望に最も近いものはどれですか。また、現実にはどうですか。あなたのお考えに最も近いものを選んでください。

	希望	現実
1 「仕事」を優先	(番号を1つ記入)	(番号を1つ記入)
2 「家庭生活」を優先	<input type="text"/>	<input type="text"/>
3 「地域・個人の生活」を優先	<input type="text"/>	<input type="text"/>
4 「仕事」と「家庭生活」を共に優先		
5 「仕事」と「地域・個人の生活」を共に優先		
6 「家庭生活」と「地域・個人の生活」を共に優先		
7 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」を共に優先		
8 わからない		

「問14」あなたは、女性が就労(起業含む)することについてどのように思われますか。(○は1つ)

- 1 結婚、出産、子育て、介護等に関わらず就労し続けるほうがよい
- 2 結婚するまで就労し、結婚後は就労しないほうがよい
- 3 出産するまで就労し、出産後は就労しないほうがよい
- 4 子育て時期だけ仕事を一時やめ、その後はフルタイムで就労し続けるほうがよい
- 5 子育て時期だけ仕事を一時やめ、その後はパートタイムで就労し続けるほうがよい
- 6 就労しないほうがよい
- 7 わからない

「問15」あなたは、女性が就労し続けたり、再就職をするうえで必要なことはどのようなことだと思われますか。(○はいくつでも)

- | | |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 仕事と家庭の両立への<u>家族</u>の協力や理解 3 育児休業や介護休業などの制度の充実 5 男女の賃金差の解消 7 長時間労働等の解消(職場の働き方改革) 9 女性自身の意識改革 11 特になし 13 その他() | <ol style="list-style-type: none"> 2 仕事と家庭の両立への<u>職場</u>の協力や理解 4 在宅勤務やフレックスタイム制の導入 6 昇進、昇格などの不平等の解消 8 保育施設等の充実 10 男性自身の意識改革 12 わからない |
|---|--|

4. ドメスティック・バイオレンス(DV)についておたずねします

「問16」あなたは、「ドメスティック・バイオレンス(DV)」や「デートDV」をご存じですか。(それぞれ○は1つ)

		1 名前も内容も よく知っている	2 内容を多少は 知っている	3 名前は聞いた ことがある	4 名前も内容も 知らない
①	DV	1	2	3	4
②	デートDV	1	2	3	4

《問17》あなたは、DV やデート DV を見聞きしたり、被害にあった人から相談を受けたことがありますか。(それぞれ○は1つ)

		1 ある	2 ない	3 わからない
①	DV被害を受けたこと	1	2	3
②	身近にDV被害を見聞きしたこと	1	2	3
③	被害にあった人からの相談	1	2	3

《問18》あなたは、身体的・心理的暴力と考える行為をしたことがありますか。(○は1つ)

1 行為をしたことがある	2 行為をしたことはない
--------------	--------------

《問19》あなたは、DVについて相談できる窓口をご存じですか。(○はいくつでも)

1 配偶者暴力相談支援センター (子ども家庭相談センター・男女共同参画センター)	2 警察
3 法務局・人権擁護委員・人権なんでも相談	4 市の機関(家庭児童相談室)
5 市の機関(男女の悩みごと相談窓口)	6 民生委員・児童委員
7 法務局女性の人権ホットライン	8 こころんダイヤル
9 県立精神保健福祉センター	10 こころの電話相談
11 おうみ犯罪被害者支援センター	12 知らない
13 その他()	

5. 近所づきあいやボランティアについておたずねします

《問20》あなたは、ご近所で最も親しくしている人と、日頃どの程度のつきあいをされていますか。
(○は1つ)

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| 1 困りごとの相談や、助け合うようなつきあい | 2 簡単な頼みごとや、土産物を分け合うつきあい |
| 3 立ち話をする程度のつきあい | 4 挨拶をする程度のつきあい |
| 5 ほとんどつきあいはない | |

《問21》あなたが日頃、生活の困りごとについて相談する相手はどなたですか。(○はいくつでも)

- | | |
|-------------|-----------------------|
| 1 家族・親戚 | 2 知人・友人・職場の同僚 |
| 3 近所の人 | 4 区・自治会等の地域の役員 |
| 5 民生委員・児童委員 | 6 医師・保健師・ホームヘルパー等の専門職 |
| 7 行政の職員 | 8 社会福祉協議会の職員 |
| 9 相談する人がいない | 10 その他() |

《問22》あなたは現在、ボランティア活動に参加されていますか。(○は1つ)

※ ここでいうボランティア活動とは、自治会や女性の会、子どもの会の活動など地域にある組織で行う活動ではなく、個人の自発性・自主性に基づいて行われる活動をいいます。

- | | |
|----------|-----------|
| 1 参加している | 2 参加していない |
|----------|-----------|

《問22-1》問22で「1」と回答された方におたずねします。
それはどのような活動ですか。活動の内容をお書きください。(自由記述)

《問23》今後、ボランティア活動をさらに発展させるために、どのような基盤整備や活動が必要だと思えますか。(○はいくつでも)

- | | |
|---------------|----------------------|
| 1 相談窓口の充実 | 2 専門性のある職員やアドバイザーの配置 |
| 3 活動拠点の確保 | 4 啓発のための広報の充実 |
| 5 学校での福祉教育の充実 | 6 職場のボランティア休暇の充実 |
| 7 その他() | |

8. 地域の課題についておたずねします

「問26」あなたのお住いの地域で、日頃から課題に感じておられることはどのようなことですか。

以下の項目について、あなたの考えに最も近いものを選んでください。

(それぞれ○は1つ)

項目		1 そう思う	2 思わない	3 どちらとも いえない
1. 高齢者分野の課題				
①	高齢者の健康づくりや生きがいづくりの取り組み	1	2	3
②	高齢者の孤立化・生活不安・閉じこもり	1	2	3
③	寝たきりや認知症などの高齢者のいる世帯の介護負担	1	2	3
④	介護に必要な費用	1	2	3
⑤	老人ホームや高齢者が安心して気軽に利用できる施設	1	2	3
⑥	高齢者虐待や介護放棄	1	2	3
⑦	高齢者の就労	1	2	3
⑧	高齢者のつどいや憩いの場	1	2	3
⑨	災害時の一人ぐらしの高齢者の避難支援	1	2	3
⑩	高齢者の移動(外出)支援	1	2	3
2. 子ども・子育て分野の課題				
⑪	子どもや子育てに関する相談窓口や支援	1	2	3
⑫	働く保護者の条件にあった保育所や学童保育	1	2	3
⑬	子どもの学力や進学	1	2	3
⑭	子どもの非行・いじめ・不登校・ひきこもり	1	2	3
⑮	子どもが安心して遊べる場所	1	2	3
⑯	子育てに必要な費用	1	2	3
⑰	ひとり親家庭の子育てに関する周囲の理解や支援	1	2	3
⑱	児童虐待や育児放棄	1	2	3
⑲	子どものつどいや憩いの場	1	2	3
⑳	子どもの送迎に関する支援(スクールバスの導入等)	1	2	3

《問26 のつづき》		1 そう 思う	2 思 わ な い	3 ど ち ら と も い え な い
3. 障がい児・者分野の課題				
⑲	障がい児・者のいる世帯の介護負担	1	2	3
⑳	障がい児・者に対する周囲の理解や支援	1	2	3
㉑	障がい児・者と障がいのない人が地域で共に暮らすこと	1	2	3
㉒	障がい児・者の社会参加	1	2	3
㉓	障がい児・者に対する相談窓口	1	2	3
㉔	障がい児・者が利用できる身近な生活施設	1	2	3
㉕	障がい児の療育・教育・生活	1	2	3
㉖	障がい者の就労	1	2	3
㉗	障がい児・者のつどいや憩いの場	1	2	3
㉘	災害時の一人暮らし障がい児・者の避難支援	1	2	3
㉙	障がい児・者への虐待	1	2	3
㉚	障がい児・者の移動(外出)支援	1	2	3
4. ひきこもり分野の課題				
㉛	ひきこもりの方に関する相談窓口や支援	1	2	3
㉜	ひきこもりの方に対する周囲の理解や支援	1	2	3
㉝	ひきこもりの方に対する就労支援	1	2	3
㉞	ひきこもりの方の家族に対する支援	1	2	3
㉟	ひきこもり支援に関する啓発活動	1	2	3
㊱	ひきこもりの方の社会参加	1	2	3

《問27》あなたは、今後、甲賀市が重点を置くべき福祉政策はどのようなことだと思いますか。
(〇はいくつでも)

- 1 すべての人の人権が守られるまちづくりの推進
- 2 高齢者や障がい児・者に配慮した道路・建物・駅等の整備
- 3 高齢者や障がい児・者のための福祉施設の充実
- 4 子どもや子育て支援のための福祉施設の充実
- 5 ひきこもりの方に対する相談支援や就労支援の充実
- 6 公共交通を利用した移動支援の充実
- 7 ICT※1を活用した福祉施策の充実(高齢者や子どもの見守り・つながり等)
- 8 サービス利用手続きの簡素化・スピード化
- 9 ボランティア団体・NPO※2等の市民による福祉活動の推進・支援
- 10 在宅福祉サービスの充実
- 11 相談活動の充実
- 12 行政と他の機関、団体との連携の強化
- 13 福祉の専門的な人材の確保と育成
- 14 福祉講座や福祉教育の充実
- 15 各種手当など金銭的な援助
- 16 福祉情報の提供促進
- 17 その他()

※1「ICT」:「Information and Communication Technology」の略で、情報通信技術を活用したコミュニケーションを意味します。

※2「NPO」:「Non-Profit Organization」の略で、民間非営利活動組織(団体)。市民が自主的に組織・運営する営利を目的としない市民活動組織。

質問は以上です、ご協力ありがとうございました。

回答いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れて、

令和5年10月20日(金)までに、ポストにご投函ください。